

## 春日井市空き店舗活用事業のご案内

春日井市では、魅力ある商店街づくりをめざして、商店街にある空き店舗を活用し、商店街振興組合（並びに任意の団体）に入店する方に対して助成制度を設けています。

この制度は、商店街にある空き店舗に、商店街に不足する業種等を営む方が入店する場合に、賃借料及び改装費の一部を助成するものです。

### 1. 空き店舗活用事業（入店者支援事業）の内容

春日井市商店街連合会加盟の商店街振興組合の街区及び任意の団体で、都市計画法上の商業地域・近隣商業地域に隣接する幹線沿いにある空き店舗<sup>(※1)</sup>に、商店街の推薦を受け入店する方に対して**賃借料及び改装費<sup>(※2)</sup>**を助成するもので、空き店舗の**1階及び連続する店舗部分のみ**を助成の対象とします。

空き店舗への入店者は、小売業、サービス業の中から商店街に不足する業種等（商店街の清浄な環境を害する恐れのあるものを除く）で、貸主と商店街等との協議により決定します。

(※1) 募集してもなお3ヵ月以上空き店舗状態で、且つ「空き店舗バンク」等にて1週間以上周知・募集しているもの

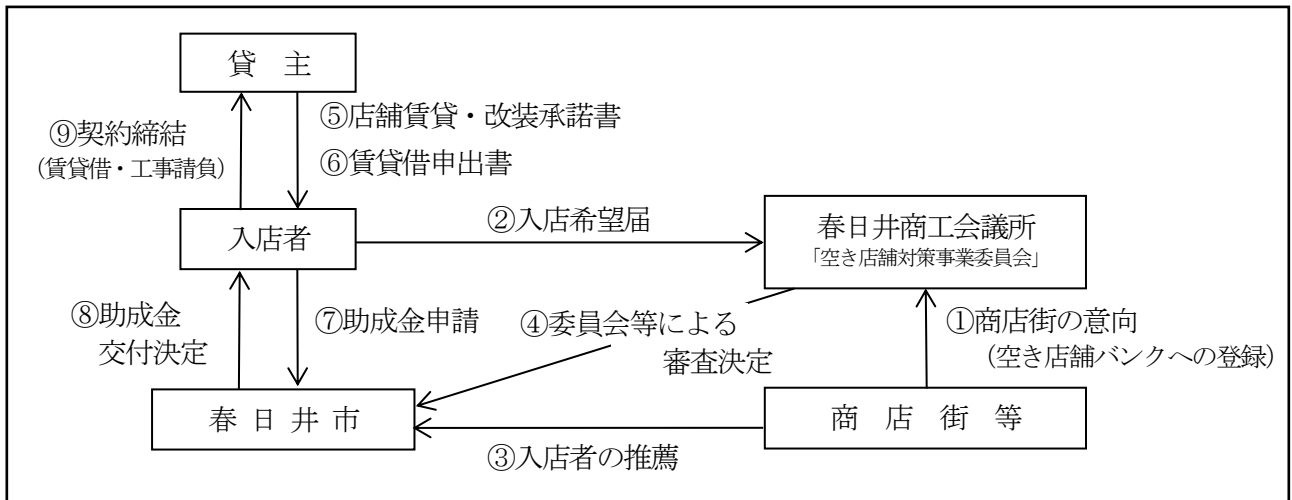
(※2) 【商業型】賃借料の10%以内を3年間(年間限度額12万円/合計36万円)及び改装費の50%以内(限度額70万円/1回限り)

【戦略型】賃借料の10%以内を3年間(年間限度額24万円/合計72万円)及び改装費の50%以内(限度額120万円/1回限り)

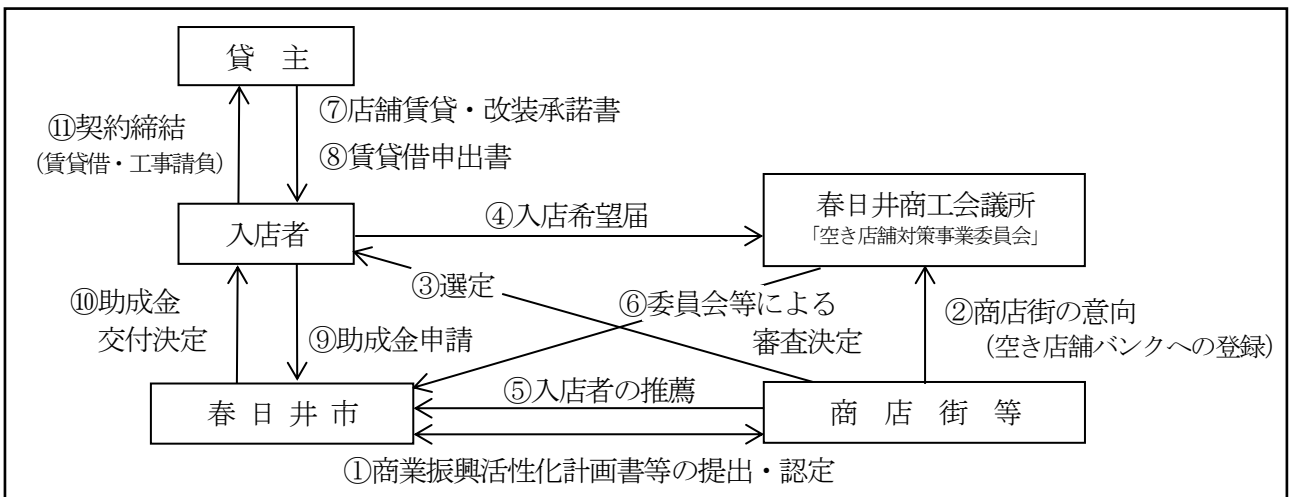
※戦略型は、商店街振興組合等が提出する商業振興活性化計画に該当する店舗が対象となります。

### 2. 空き店舗活用事業（入店者支援事業）のフローチャート

#### 【商業型】



#### 【戦略型】



### 3. 空き店舗活用事業（入店者支援事業）の注意事項

#### (1) 活用にあたっての注意事項

- ア. 市税等税金の未納がある方は、本助成金は受けられません。
- イ. 出店する商店街の 役員会等へ出席の上、推薦を受けている事 が必要です。
- ウ. 審査等が完了するまで、契約・工事は行いう事ができません。審査前の契約・工事を行った場合は助成されません。

#### (2) 助成内容

- ア. 借料の助成は、**支払借料の10%以内**で、**【商業型】**年間限度額12万円を3年間／合計36万円、**【戦略型】**年間限度額24万円を3年間／合計72万円以内を助成します。
- イ. 借料は、年度毎に助成します。
- ウ. 入店者が業種変更をしようとするときは、商店街等及び貸主の承諾が必要です。
- エ. 改装費等の助成は、原則市内業者による改装で**要した経費の50%以内**で、**【商業型】**70万円以内（1回限り）、**【戦略型】**120万円以内（1回限り）を助成します。

#### 改装工事費について

○：助成の対象となるもの	×：助成の対象にならないもの
◆解体工事 ◆大工・内装工事 ◆水道・電気・ガス工事 ◆据え付けの物 ※はめ込み型エアコン、突出し看板、据え付け家具等	◆可動式備品 ※置き型エアコン、机・椅子等の家具類、可動式看板、食器類、置き型厨房設備等

※助成対象の可否については別途ご相談ください。

※見積書項目は品番・サイズ等詳細を明記してください。（「一式」等での記載は不可）

※原則として「一括（出精）値引き」は行わないでください。値引きの場合は各項目ごとに値引き記載を行ってください。

※支払いにて振込手数料は、助成金の対象外となりますので、ご注意ください。

#### (3) 出店後

- ア. 商店街への継続的な 加盟。
- イ. 商工会議所への 加入及び指導 を受けて頂く必要があります。
- ウ. 空き店舗対策事業の趣旨に違反した場合は、助成金を返還していただくことがあります。
- エ. 年度途中での廃業等による事業停止の場合、助成金は支払われません。
- オ. 年度途中で契約内容に変更があった場合は、商工会議所へ届け出てください。

### 4. その他

- (1) 入店希望者を春日井商工会議所で登録を行うため、希望状況に変更があった場合には、入店希望者はその旨を連絡する事。
- (2) この事業についてのお問合せは、  
春日井市 産業部 経済振興課 (☎0568-85-6246) 又は、  
春日井商工会議所 商業・サービス支援課 (☎0568-81-4141) へお願いします。